

千歳市立千歳公民館における無線LAN利用方針

千歳市立千歳公民館無線LAN利用規約第2条第1項に基づき、千歳公民館における利用場所及び利用時間等の運用方法を次のとおり定める。

1 アクセスポイント装置設置場所

1階ロビー、2階7号室

2 利用可能場所

全館可能。

ただし、2階5・6号室の到達能力は50%程度となる。

3 利用時間 8：00～22：00

4 その他

パスワードの案内は館内に掲示するものとし、
パスワードは不定期に変更する。

セキュリティのため一定期間経過後はパスワードの
入力が必要となる。

令和6年3月1日

千歳市立千歳公民館指定管理者
公益社団法人千歳市シルバー人材センター

千 歳 公 民 館 館 長